

都電景観軸の景観形成基準に対する措置状況説明書（開発行為）

当該行為における景観形成に関する考え方	
記載欄	
(1) 土地利用	
	事業地内のオープンスペースと都電や都電通りのオープンスペースが連続的なものとなるように計画する。 記載欄
	都電や都電通りの将来的な整備を意識し、街と一体的にまとまりのある計画とする。 記載欄
	都電や都電通りに、歴史的な遺構や残すべき自然がある場合は、その場所を公園等のオープンスペースに取り込んだ計画とする。 記載欄

上記以外で特に景観に配慮した事項